

下請取引適正化特別推進講習会募集要領

平成 2 1 年 5 月
中 小 企 業 庁
公 正 取 引 委 員 会

1 下請取引適正化特別推進講習会の趣旨・内容

下請取引の適正化を一層推進するため、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請取引適正化特別推進講習会を開催し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

2 下請取引適正化特別推進講習会（中小企業庁及び公正取引委員会主催分）受講者の募集方法

(1) 一般公募

ア 公募方法

中小企業庁及び公正取引委員会のホームページ及びメールマガジンを通じて広く一般に受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、本要領添付の申込用紙に必要事項を記入し、又は、官製はがきに受講を希望する会場・日時、受講者の氏名、所属企業・事業所名、住所及び連絡先電話番号を記入し、別紙記載の申込先に開催日の1週間前までに申し込むものとする。

(2) 案内状による募集

ア 募集方法

講習会の対象となる事業所に対して、必要に応じ、案内状を送付して受講者を募集する。

イ 受講希望者の申込方法

受講希望者は、本要領添付の申込用紙に必要事項を記入の上、別紙記載の申込先に郵送又はファクシミリで申し込むものとする。

3 その他

- (1) 1事業所当たりの申込人数は、原則として2名以内とする。受講希望者が多数の場合は、受講者数を調整することがある（受講希望に応じることができない場合は、その旨を受講希望者に連絡する。）
- (2) 講習会の対象は、物品の製造（加工を含む。）、修理、情報成果物の作成又は役務提供（建設業を除く。）を業とする事業者の下請取引担当者等とする。
- (3) 講習会で使用するテキストは講習会当日に会場で配布する。
- (4) 講習会は無料とする。
- (5) 講習会開催地、開催日、申込先等は別紙のとおりである。

4 （財）全国中小企業取引振興協会主催の講習会について

上記のほかに、（財）全国中小企業取引振興協会においても、下請取引適正化特別推進講習会を開催する。

実施内容及び申込方法等の詳細については、（財）全国中小企業取引振興協会のホームページを参照の上、（財）全国中小企業取引振興協会まで申込みをすること。

（財）全国中小企業取引振興協会 電話03（5541）6688
ホームページ <http://zenkyo.or.jp>

下請取引適正化特別推進講習会申込用紙

(中小企業庁及び公正取引委員会主催分)

開催日	月 日 開催分
開催都道府県	
出席者氏名	
出席者役職名	
事業所所在地	
ふりがな	
事業所名	
電話番号	
電子メールアドレス	

申込締切日：開催日の1週間前まで
なお、定員に成り次第募集を終了します。
開催場所一覧を御確認の上お申し込みください。